

京都女子大学

人文論叢

第 51 号

[論文]

- ポップの比較文法と言語有機体説…………… 高橋 達 明 1
——マラルメの言語論についての覚書 (Ⅳ) ——
- カミュの『異邦人』…………… 青 木 謙 三 31
——母と祖母の肖像——
- ダラム大聖堂の形体とクロノロジー…………… 愛 宕 出 55
- Should we be teaching our students the
pronunciation of English as an International
Language?…………… Louisa DORJI 81
- “A Survey of the Organization for Economic
Cooperation and Development’s discussions
regarding the *hollowing out*’ of the manu-
facturing industry in the U.S., Europe and
Japan in the 1990’s.”……………Harry DAUER 105
- 認識の真理性…………… 三 渡 幸 雄 1
——唯識哲学と批判哲学との対論 (その五) ——
-

平成 15 年 1 月

京都女子大学人文学会会則

第1条 (名称) 本会は京都女子大学人文学会と称する。

第2条 (目的) 本会は会員の人文関係諸学の研究の促進と会員相互の親睦とをはかることを目的とする。

第3条 (事業) 本会は前条の目的を達するため下記の事業を行う。

1. 研究発表会, 公開講演会の開催
2. 機関誌の発行およびその他の出版物の刊行
3. その他必要と認められる事業

第4条 (会員) 本会は正会員と賛助会員とによって構成される。必要に応じて名誉会員を置くことができる。

正会員……本学の外国語準学科および人文科学関係科目に属する教授・助教授・専任講師および助手, 又はこれに準ずる教職員

賛助会員…本会の趣旨に賛同して入会を希望する本学関係の職員並びに学生又は元会員で会員資格の継続を希望するもの

名誉会員…本学会の元会員であって総会で承認を受けた教職員

第5条 (入会) 新たに入会しようとする者は正会員による総会の承認を必要とする。

第6条 (役員) 本会に下記の役員を置く。

会長 1名

幹事 3名

役員は正会員の教授・助教授および専任講師の中から選ぶ。

第7条 (運営) 会長は本会を代表し, 本会の運営にあたる。幹事は会長を補佐し, 本会運営の実務を担当する。事務局は会長の所属する共同研究室に置くことを原則とする。

第8条 (役員を選出) 役員を選出は正会員の互選によるものとする。

第9条 (任期) 前項の役員の任期は2年とする。但し, 再任のときは1年とし, 再々任は認めない。

第10条 (編集委員会) 機関誌およびその他の出版物の刊行のための一切の事務を行うため, 編集委員会を組織する。

編集委員会は, 幹事および必要に応じて会長が委嘱する編集委員をもって構成する。

編集の方針に関しては編集委員会に一任する。但し, 必要に応じて編集委員会は編集に関して特別委員会を設置することができる。

第11条 (会員の権利義務) 正会員および賛助会員は所定の会費を納めなければならない。

会員は機関誌の無償配布を受け, 機関誌および研究会において研究成果を発表することができる。

第12条（会費）前条の会費は第3条に定める事業および総会、役員会などの開催に要する経費にあてる。

第13条（会計年度）本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第14条 本会会則の改正・変更に関しては、正会員をもって構成する総会の決議によるものとする。

付 則

昭和42年11月1日施行

昭和49年5月1日改正

昭和54年2月23日改正

昭和54年11月17日改正

昭和60年2月15日改正

昭和61年5月14日改正

昭和62年2月13日改正

平成7年5月11日改正

平成10年5月15日改正

平成11年7月7日改正

人文学会慶弔規定

第1条 人文学会会員の慶弔・傷病等の場合はこの規定により慶弔金、見舞金等を贈る。

第2条 この規定に適用される場合は次の各号とする。

- (1) 会員の結婚のとき
- (2) 会員の退職のとき
- (3) 会員の1カ月以上の病気の時
- (4) 会員の死去の時
- (5) 会員の父母、配偶者の死去の時

尚、会員に贈られる金額については、内規による。

第3条 第2条の各号以外の特別な場合は、これに準じて考慮し、必要に応じて総会の承認を得なければならない。また、これらの慶弔、見舞金などに対する返礼は一切辞退するものとする。

第4条 上の規定の変更は総会の承認を必要とする。

付 則

昭和42年12月10日施行

昭和54年1月10日改正

昭和60年2月15日改正

平成7年6月7日改正

平成11年7月7日改正

『人文論叢』発行細則

1. 編集委員会は年度当初において発行計画を発表し、遅くとも原稿締切の1カ月前に会員にその旨通知し、寄稿者は遅くとも締切の15日以前に原稿枚数を編集委員会に通告するものとする。
1. 執筆原稿は400字詰用紙50枚以内を原則とする。
1. 冒頭に400語以内の欧文の要旨をつけることができる。
1. 使用の文字は原則として当用漢字とし、新仮名遣いを用いるものとする。
1. 初校、再校は執筆者の校閲を経ることとし、三校は編集委員会において校正するものとする。
1. 執筆者には抜刷30部を贈呈し、それ以上の抜刷が必要な場合は、実費を執筆者が負担するものとする。

付 則

昭和42年11月1日施行

昭和54年2月23日改正

平成7年5月11日改正

人文学会会員 (50音順)

[名誉会員]

石田 慶和	今津 晃	小熊 勢記	金田 成雄	芝 丞
酒井 吏	杉本秀太郎	瀧野徳三郎	津田 陽	寺川 幽芳
禿氏 好文	中川 淳	長安 章俊	三渡 幸雄	霊山 勝海

[会員]

愛甲 弘志	○青木 謙三	瓜生津隆真	●大國 義一	○岡本 史郎
愛宕 出	河野 哲二	佐々木恵精	M.杉本	H. Dauer
高橋 達明	竹内 亨	竹中 康雄	張 猛	L. Dorji
西村 秀人	野村 伸夫	橋本 草子	福永 俊哉	C. Morel
吉村 宏一	○和田 俊昭			

[賛助会員]

舟橋 和夫

編 集 後 記

- 『人文論叢』51号をお届けします。
- 本年度の行事はつぎのごとくです。
 - 1, 5月29日(水)に本年度の総会が開かれ、前年度の会計報告がなされました。
 - 2, 10月23日(水)に本年度の公開講座が開かれ、本学講師のルイザ・ドージ氏に「ブータン—ヒマラヤの伝統的な王国における現代生活」の題目で、続いて龍谷大学教授舟橋和夫氏に「ソムタム—東北タイ文化を捉える」と題して講演していただきました。多くの聴衆を迎え盛会でした。
- 本学会名誉会員の宮地廓慧氏が平成14年1月4日にご逝去されました。謹んで哀悼の意を表します。
- 新たな会員として H. Dauer 氏(英語), 張猛氏(中国語)を迎えました。徳永道雄氏は退会されました。(和田俊昭)

平成15年1月20日 印刷
平成15年1月28日 発行 (非売)

「人文論叢」第51号

京都市東山区今熊野北日吉町35
編 集 京 都 女 子 大 学 人 文 学 会
代 表 者 大 國 義 一

京都市下京区中堂寺鍵田町2
印刷所 株式会社 図書同朋舎

Kyōto Women's University

Journal of Humanities

No. 51

Contents

[Articles]

- Note sur la pensée linguistique de S. Mallarmé (IV)
..... TAKAHASHI, Michiaki 1
- Les Images de La (Grand-)Mère dans *L'Étranger*
d'Albert Camus..... AOKI, Kenzō 31
- On the Chronology of Durham Cathedral,
reinterpreting Bilson's Thesis..... OTAGI, Izuru 55
- Should we be teaching our students the
pronunciation of English as an International
Language?..... Louisa DORJI 81
- "A Survey of the Organization for Economic
Cooperation and Development's discussions
regarding the *hollowing out*' of the manu-
facturing industry in the U.S., Europe and
Japan in the 1990's."..... Harry DAUER 105
- Verity in Cognition..... MIWATARI, Yukio 1
—The comparative study between Vijñaptimātratā philosophy
and Critical philosophy (5)—
-

Edited by

Association of Humanities

2003